

エグゼクティブ・サマリー

はじめに

2010年4月、中国日本商会は中国の中央・地方政府との対話促進を目的として初めて、在中国日系企業が直面している課題を取りまとめた「中国経済と日本企業2010年白書」を作成した。今回、第2版となる「中国経済と日本企業2011年白書」を発刊する。

この1年の中国の投資環境を振り返ると、中国政府は「外資利用の一段の改善に関する若干の意見」を公布し、中国経済の構造調整に外資を積極的に活用することを表明した。その後、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局などは、それぞれ外資導入にかかわる行政手続きの簡素化、審査許認可権限の地方政府への移譲といった行政効率上の関連措置を発表するなど、外資系企業にとって中国ビジネスに追い風となる措置が打ち出された。

2010年の日中経済は、貿易が3,000億ドル（日本側統計）を超え、日本企業の対中投資も単独国ベースでは米国に次ぐ第2位で、全投資に占める中国のシェアも12.6%に拡大している。日本企業は中国市場の成長性などから、今後の事業展開先として最も有望視する国として位置付けている。その一方で、中国の経済発展や市場開放の進展に伴い、在中国日系企業が直面する問題は、その内容がより細かく複雑化する傾向にある。

中国日本商会は昨年に引き続き、この「白書」を通じ、中国の投資環境の更なる改善に向けて、中国の中央・地方政府と対話し、努力したいと考えている。白書は「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」および「各地域の現状・建議」の3部に分かれ、全26章、48の建議項目から成る。

在中国日系企業のビジネス環境

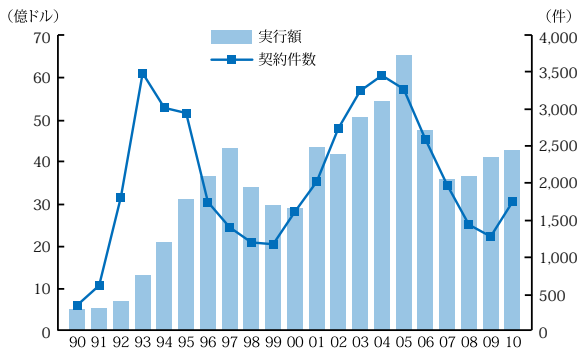
2010年、中国のGDPは日本を抜き第二位となった。成長率は10.3%で前年を上回ったほか、2010年の経済目標を概ね達成した。今年は第12次五カ年計画（以下、十二五計画）の初年度に当たる。十二五計画では「経済発展モデルの転換の加速」が主要目標と位置付けられ、「内需拡大戦略を実施し、消費と投資と輸出がバランスを取りながら成長する」ことを強調している。国民所得をGDP成長率と同じペースで増加させること、社会保障制度を整備することなど、所得分配を通じて国民生活を改善する方針も示している。

十二五計画は基本的に十一五計画の内容をさらに一歩進めた内容になっている。その意味において中国ビジネスの大きな転換点は、5年前の十一五計画のスタートであった。確かに日系企業など外資系企業の対中投資は、特にこの5年間は中国の国内市場開拓を狙った案件が増えている。M&Aによる中国企業との提携や省エネ・環境保護分野の需要が急拡大したことに伴った投資などが目立っている。

2010年の日本企業による対中投資は、前年比2.4%増と微増ながらも08年以降増加し続けている（図1）。在中国日系企業の収益状況（注1）は、ここ数年低下が続き、特に2009年は金融危機の影響を受け著しく落ち込んだが、2010年は危機以前の水準に復帰した（図2）。中国は、日本企業が最も期待を寄せる市場でもある。

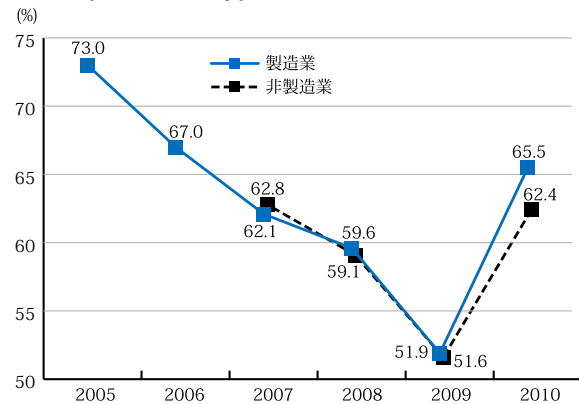
（注1）ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2010年版）調査対象企業数1359社、有効回答率59.3%

図1：日本の対中投資推移



資料：商務部

図2：在中国日系企業の黒字企業数の比率 (2005～10年)



注：非製造業は2007年から調査を開始した。

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（各年版）

一方で中国市場は、地場企業の台頭も著しく、市場での競争は厳しさを増している。さらに近年は、労務・税務をはじめとするコストも大きく上昇しており、中国のビジネス環境は大きく変化してきている。

08年から施行された労働契約法やその実施細則により労働者権利の保護意識が高まり、新世代農民工の増加により権利意識も高まっている。その反面、急速な経済成長の中で低所得者の生活は依然として苦しい状況にあり、発展の成果を享受できない不満が高まってきているとの声も聞かれる。これらは、中国政府が十二五規画で国民生活の改善を強調している背景でもある。昨年は最低賃金が相次いで引き上げられ、それに伴い在中国日系企業の労務コストは急激に上昇している。このことは在中国日系企業にとって大きな懸念となっている（表1）。

表1：在中国日系企業の経営上の問題点

		回答率(%)
1	従業員の賃金上昇	79.6
2	競合相手の台頭(コスト面で競合)	57.5
3	調達コストの上昇	55.9
4	従業員の質	48.4
5	主要取引先からの値下げ要請	44.1
6	現地人材の育成が進まない	44.0
7	品質管理の難しさ	43.3
8	原材料・部品の現地調達の難しさ	43.1
9	人材(一般ワーカー)の採用難(製造業のみ)	42.7
9	限界に近づきつつあるコスト削減	42.7

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2010年版）

主な建議内容

現在、在中国日系企業の改善要望の内容には、各業種により多少の違いはあるものの、共通して見られる内容も多い。以下は、貿易・通関、税務・会計、労務など共通課題9分野における主要な課題・改善要望である。

貿易・通関上の問題点

- 各税関において法制度やHSコードの解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。税関の窓口が十分な対応ができず、手続きにおいて混乱を招くケースが多発している。通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するなどの対応をしていただきたい。
- 2010年はレアアースの対日輸出制限をはじめ、日本向け輸出を中心に通関時の開梱検査を100%実施するなど、税関の対応が突然大きく変わった。100%開梱検査自体は制度上不当なものではないが、生産活動に関わるサプライチェーンが最小限の在庫を前提として運用されている現在、突然の運用変更は企業の生産活動に大きな影響を及ぼす。明確な審査基準による運用を要望したい。
- 商品輸入時のHSコードの取得に多大な時間を要するケースや、税関での保税原材料の輸出入管理（手冊管理）が煩雑かつ画一的などの問題が存在する。手続きの簡素化を要望したい。
- 輸入ユーザンス（輸入延払）に関して、輸入約

定日・通関日より 90 日を超える場合、金額に関係なく外債登記が要求される上、同年の輸入延払の年度累計発生額を原則前年度の輸入支払総額の 25%以内に抑えなければいけないなど、管理強化に伴う手続きの煩雑化の問題などが発生している。手続きの簡素化ならびに国際慣習を考慮した対応をいただきたい。

税務・会計上の問題点

- ・ 現在、中国における税法、税務通達の多くの解釈および適用に当たっての最終判断は税務当局によってなされる場面が少なくない。しかしながら、中国各地によってその運用が異なる場面があるとともに状況によっては窓口担当者によって異なる対応が存在する。納税者の立場からは、個別税務問題については税務局内部での共通認識を持って対応頂くことを強く希望する。
- ・ 増値税、営業税、消費税に対して 2009 年に新しい暫定条例が施行された。新しい増値税法のもとでも仕入増値税の不還付についてはこれまで同様に、輸出企業は不還付率より生じるコスト負担を強いられることになる。当該不還付率の設定については、突然変更されることが少なくないため、対象企業にとっては予算管理、財務管理上の実務において多大な混乱を招くケースが少なくない。対応の改善が望まれる。
- ・ 恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) 課税について、現行の企業所得税法においては、中国非居住者に対する徴税管理がより明確に規定されているが、最近の傾向として各地で PE 課税の認定における税務問題が頻発している。PE 課税の認定にあたっては、これまでと異なる解釈で突然問題視されるケースも少なくなく、速やかに税務当局から明確なガイドラインが示されること及び駐在員関連人件費の立替送金が滞ることのないよう税務当局の画一的な対応が望まれる。
- ・ 現在中国では、従来の「企業会計制度」と国際会計基準 (IFRS) に近いと言われている新「企業会計準則」の 2 つの制度が存在している。法

的には新「企業会計準則」の適用対象は、中国上場企業および特定業種企業、大型国有企業のみが義務化されるとともに、各地で 2010 年或いは 2011 年から適用が開始されたが、中国全土で一律の対応となっていない。統一した対応が望まれる。

労務上の問題点

- ・ 労働契約法における無期限労働契約に関し、期限を定めた契約を 2 回更新した従業員に対して、自動的に無期限労働契約となるが、事業状況 (拡大・縮小) に応じた従業員との臨機応変な契約締結が困難であるため、是正を要望したい。
- ・ 最低賃金について、物価上昇と比較し最低賃金が大幅に上がりすぎているため、段階を追った引き上げとなるよう上昇幅の縮小をしてほしい。また、最低賃金上昇率等のガイドラインがあるのであれば早めに公表してもらうよう要望したい。最低賃金など地域差があるべきものの以外は、中央政府が定める法規に基づく全国統一の労務関連規定の制定を要望したい。
- ・ 中国政府が審議している賃金条例 (工資条例) において、「同工同酬」、給与の「集団協商」の内容が盛り込まれると聞いている。しかし、従業員の給与は会社 (経営) 側が会社の経営・収益状況を元に、各従業員の業績、会社への貢献度、勤務態度等の要素を総合的に評価した上で決めるものであり、企業の裁量権を損なうような政策の実施は再考いただきたい。
- ・ 社会保険の全国での移動可能はよい施策であるが、納付額、移動可能額は依然として異なっており、場合によっては社会保障の享受まで結び付かないこともあるため、統一に向けた施策をお願いしたい。

知的財産権保護の現状と問題点

- ・ 模倣品業者に対する行政罰の強化、行政罰に関する過料水準の引き上げや、製造設備の没収の強化を要望する。また押収品価格評価時における純正品価格への考慮、権利者への行政処罰結

果通知についても併せて要望する。

- ・ 模倣品業者の再犯に対する対策の強化策として、再犯者への処罰の強化や、再犯者情報の摘発行政機関間との情報共有の強化を要望したい。
- ・ 「特許に係る国家標準の制定及び改定についての管理規定（暫定施行）」に関し、中国国家管理標準化委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。また、その実施規定である「国家標準の特許に係る処置規則」の検討についても、十分に日本の産業界の意見を反映していただきたい。
- ・ 取引先からの技術・ノウハウの技術漏洩リスクが日系企業の研究開発や技術移転を阻害する恐れがある。技術・ノウハウ・営業秘密等が適切に保護されるよう、法制度の整備を要望したい。

省エネ・環境産業・市場の現状と問題点

- ・ 中国政府は基本的に省エネ・環境関連政策・法律を公表しているものの、関連実施細則の整備や解釈の明確化は依然として進んでいない。また政府内の担当窓口が定まっていないことも問題となっており、特に規制の問い合わせ窓口の明確化を要望したい。
- ・ 第 11 次五カ年計画より、中国政府は省エネ・汚染物排出削減目標を掲げている。最終年である 2010 年は目標達成のために工場への電気供給制限が突然一律、かつ、強制的に課せられ、工場の稼働の低下や停止を余儀なくされる状況が発生した。対応の改善を要望したい。
- ・ 省エネ・環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル添付等に時間やコストが掛かる関連法規・標準の効率化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として、一つの省エネラベルに統合すること及び多地域間の相互認証を認めることで認証業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化することを要望する。

- ・ 中国政府は電子情報製品汚染制御管理法（中国版 RoHS）の検討（新管理法の制定・重点管理目録の制定・対象製品の追加、3C 認証実施規則、国家推薦電子情報製品自発的認証制度の創設等）に際して、制度設計全体が分かりづらいものとなっていることを十分に認識いただきたい。その上、今後とも外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、引き続き日本企業の意見を聞く機会を持っていただきたい。
- ・ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）の本格的な実施が遅れている。中国政府は、対象製品の範囲、基金徴収・補助金交付の対象及び金額、基金徴収の起算点及び開始時期、地方政府の回収処理管理計画などの情報を開示し、より透明性、公正性が確保された中で検討を行っていただきたい。また中国政府は、日系企業をはじめとする外資企業の意見を聞く機会を持つよう強く要望したい。

技術標準・認証の現状と問題

- ・ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられる。標準の策定においては理想を追求しすぎることなく、現実の技術の発展状況を踏まえ進めていただきたい。
- ・ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るべきである。特に強制標準については、他の国際的標準同様、実施日までの猶予期間について 1 年ないし 2 年を確保してもらいたい。また猶予期間の起算日を、公布日ではなく公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。
- ・ 認証、試験等に係る費用低減及び手続透明化を図るべきである。制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ・ 国レベルと地方レベルで標準が異なることや、同一であってもその適用がまちまちであること

により混乱を来している。標準と現場の運用の乖離をなくし、国と地方の連携の強化を図ってもらいたい。

- CCC と類似する検査制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るべきである。例えば自動車については、車両の生産から輸入、販売、登録までの流れの中で、CCC の他に公告制度、公安の検査制度があり、複数の政府部門が管理し、類似した要件を要求されており、メーカーに対する負担が大きくなっている。

技術・イノベーションの現状と問題点

- 「2010 年の国家自主創新製品の認定の展開に関する通知（案）」は実行に移されていないが、認定条件が不明確である内容を包含している。外国製品の排除につながる懸念が依然として拭いきれていない。制度の明確化、公平・公正化、透明化など、各国産業界の意見を検討していただきたい。また、既に先行試行されている地方政府の制度には、外国製品が排除されたものとなっている。国家レベルの制度との整合性・統一化を図るよう検討していただきたい。
- 「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産は海外にある本社に帰属するのではなく、中国内の現地法人に帰属することが求められている。しかし、グローバルな戦略の中で知的財産管理を行う外資系企業にとって、当該規定は現実的ではなく、競争阻害的になることが懸念される。制度の改善を要望したい。
- ハイテク企業への優遇策に関し、類似の研究開発業務を実施しながら、製品化プロセスとの連携のために工場の一部門として実施されている研究開発については支援が受けられない。イノベーション推進の観点から、本来、組織形態如何ではなく、研究開発内容に応じて支援が得られるべきものと考えられることから、そのような仕組みとして欲しい。
- 信頼できる公的試験・検査機関の充実に努めて

いただきたい。品質を支えるインフラを整備することは、日本企業にとってメリットがあるだけでなく、中国製品の品質レベルを高める上でも不可欠と考える。

国内物流に関する問題点

- メーカー企業のサプライチェーンは「最小限の在庫」が主流となっている。通関、開梱検査率の突然の運用変更は制度上不当なものではないものの、生産活動への影響は大きく、世界的な需給関係にも影響を及ぼす。実状を考慮した慎重な対応を要望したい。
- 空港での粗雑な貨物取扱いにより貨物破損が多発している。事故が発生する区域が既得権のある特定業者の「聖域」となっている場合が多く、一般の物流業者の立ち入りが認められないことがある。作業品質の改善・指導が進まず、貨物の輸送品質の向上が困難である。「聖域」の開放を要望したい。
- 海上運賃の「ゼロ運賃」など無秩序な状態改善を目的に、交通運輸部が 2010 年 9 月に物流企業（NVO 事業者）に運賃のファイリングを実施させた。しかし違反への罰則規定はあるものの、その監視体制、秩序維持手法が不明確であるため、制度を確実に実効していただきたい。また、通知公布から実施までの期間も短く今後の改善を望む。
- 自動車への排ガス規制は局地的な規制では実効性に欠け、燃料の全国的な均質化など総合的な環境政策を要望したい。
- 公路運送業の認可に関し、地方によって最低必要保有車両数などが異なり分かりにくい。また、基準の明確化、上限規制の撤廃を求める。
- 物流業者が貨物輸送業務を直接、中国鉄道部と行おうとしても、指定業者を通じてでなければ業務ができない。これにより指定業者ではない物流業者は料金面、貨物スペースの確保面などにおいて競争力が低下する。また、指定業者の要件も明確でなく、透明化と機会均等を望む。

- ・ 物流企業が荷主企業のニーズに応えるため、保税區、物流園區または保税港區に進出しようとする場合、独立法人の設立がしばしば要求される。投資、経営効率の向上、または均質なサービスを提供するため支店設立による進出を認めて欲しい。

政府調達の実況と問題点

- ・ 中国は GPA に早期に加盟するためのプロセスを加速させるとともに、『政府調達法』などの関連法制度について、外資企業に対する差別状況を解消し、GPA などグローバルスタンダードに沿った内容で改正・制定することを要望する。
- ・ 『政府調達法』の公布からすでに 8 年が経過しているが、関連法規は相対的に少ない状況にある。このままでは、政府調達部門の業務の規範化を効果的に進めることが難しく、日系企業を含む多くの企業の対応を困難にしている。『政府調達法実施条例』を含む一連の関連法制度の早期制定・公布を要望したい。また本法制度の検討に際しては、今後も外資企業への十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保いただき、引き続き日本の意見を聞く機会を持っていただきたい。
- ・ 『中国国政府調達法実施条例案』や『中国自国製品政府調達管理弁法案』、『省エネ製品の強制調達リスト』では、政府調達で自国製品が優先（輸入品排除）されており、輸入品は一般的に対象外となっている。『中華人民共和国政府調達法』は、輸入品の調達を条件付で認めているが、法律と運用の取り扱いが異なっている部分が多い。調達者が輸入品を調達する際の事前申請の利便性を向上するため、「政府調達リスト」に輸入品であることを明記し、掲載することを要望する。
- ・ 入札後に改めて多くの条件交渉が発生する商習慣を改めるとともに、資格やルールを明確化、オープン化することを要望する。また落札要件として、価格のみならず性能条件、効率、メンテナンス面などの要素も勘案することを要望する。

温家宝首相は 2011 年 3 月の全国人民代表大会の中で、急速な経済成長の結果、「資源、環境保護の制約が高まったこと、所得格差が拡大していること、イノベーション能力が弱いこと」などを問題として指摘した。日本企業は製造業はもとよりサービス業においても、世界有数の先進技術とノウハウを有する。中国が目指す戦略的新興産業の育成と発展の加速において、イノベーション能力の向上や現代サービス業の発展など、多くの分野で貢献できるものと考えられる。

日本企業は、中国の経済発展の重要なパートナーとなることを強く望み、この白書が中国との対話の深化につながることを願ってやまない。